

特定非営利活動法人 JFC ネットワーク
Citizen's Network for Japanese-Filipino Children

2007 年度活動報告書

特定非営利活動法人 JFC ネットワーク

(Citizen's Network for Japanese-Filipino Children)

【東京事務所】

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-16-2 西新宿ハイホーム 206

TEL・FAX： 050-3328-0143 E-mail: jfcnet@jca.apc.org

ホームページ(日本語)： <http://www.jca.apc.org/jfcnet>

ホームページ(英語)： <http://www.jca.apc.org/jfcnet/english>

【MALIGAYA HOUSE】

18-A Cabezas Street Project 4, Quezon City, Metro Manila, 1109 Philippines

TEL/FAX: (63-2) 913-8913 Email: maligaya@tri-sys.com

【目次】

第1 特定非営利活動法人 JFC ネットワークとは	4-5
1. 設立	
2. 法人取得	
3. 設立目的	
4. 東京事務所	
5. マリガヤハウス (Maligaya House)	
6. JFC 弁護団	
第2 2007 年度の事業の概要	5-6
1. 東京事務所の事業の概要	
(1) 法的・行政支援事業	5-6
父親捜し	
JFC に対する法的・行政支援	
省庁交渉への参加	
DNA 鑑定協力企業との提携	
弁護団会議	
国籍確認訴訟キャンペーン	
(2)生活支援事業	6
JFC 奨学金基金	
(3)啓発事業	7
ニュースレター「MALIGAYA」の発行	
イベント・勉強会への参加	
クリスマスパーティ	
スタディツアー	
(4)その他の事業	8
(5)その他	8
2. マリガヤハウスの事業の概要	8-9
(1)心理・社会的介入プログラム (Psycho-Intervention Program:PSI)	8-9
ケースマネジメント	
カウンセリング	
家庭訪問	
(2) トレーニング・教育プログラム (Training & Education Program: TEP)	9-10
JFC プログラム	
保護者 (母親など) 向けプログラム	
奨学金プログラム	
訪問者・ボランティアへの啓蒙	
(3) 調査研究・広報プログラム (Research & Publication Program: RPP)	10
(4) アドボカシー・ネットワークプログラム (Advocacy & Networking Program: AD Net)	10
政府や他の NGO とのつながり	

(5) 財務・運営 (Finance & Administration Program: FAP)	10-11
組織運営	
スタッフ開発	
事務所メンテナンス	
第3 東京事務所における JFC に対する法的支援事業の概要	12
1. ケース対応の手続き	12
2. 受理・処理の状況 (表 1~3)	13-16
3. 婚姻手続 (表 4~7)	17-19
4. 国籍取得 (表 8~11)	20
(1) 概要	20
(2) 準正による国籍取得 (国籍法 3 条 1 項)	21-22
(3) 国籍再取得	23
5. 認知 (表 12)	24
6. 養育費請求 (表 13)	25
7. 在留特別許可 (表 14・15)	26-27
8. 訴訟ケース (表 16)	28-29

第1 特定非営利活動法人 JFC ネットワークとは

1 設立

1994年5月に設立された。初代代表は松井やより氏。

2 法人格取得

2006年3月に東京都より認証を受け、法人格を取得した。

3 設立目的

1980年代から日本へ働きに来るフィリピン人女性の増加に伴い、日本人男性との出会いが増え、両者の恋愛・結婚、そして両者間に生まれる子どもたちも増加している。幸せな家族を築いている日比家族も増えているが、中には日本人の父親に養育放棄されるなどのために、精神的・経済的に苦しい生活を余儀なくされている子どもたちも多い。こうした子どもたちとその母親の人権を守る活動をする目的で設立した市民団体である。

4 東京事務所

東京事務所では、日本人とフィリピン人の間に生まれた子どもたちのうち、様々な理由により、父親からの連絡が途絶え、養育を受けられなくなった子どもたちおよびその母親に対する法的支援（養育費や認知の請求、親権者指定<変更>）および行政手続支援（国籍<再>取得、フィリピン法で成立した婚姻の日本への報告的届出、在留特別許可申請など）を中心に活動を行っている。なお、母子がフィリピンに在住する案件（在比ケース）が多数であるが、近年は日本に在住する案件（在日ケース）も増加している。

2007年4月に事務所が東京都新宿区西新宿4-16-2 西新宿ハイホーム206に移転し、より広い事務所環境となった。

2007年度の理事及び事務局は以下の通りである。

<理事>

理事長 阿蘇敏文

副理事長 山野繁子

理事 近藤博徳、茂野光達、豊島眞、山田壮夫、張学錬

監事 細田はづき

<事務局>

事務局長 伊藤里枝子

事務局員 古市智子

5 マリガヤハウス (Maligaya House)

「特定非営利活動法人 JFC ネットワーク」のフィリピン・マニラ現地事務所。1998年1月17日設立。JFC ネットワークで扱う全ケースの約8割は在比ケースであり、これらはマリガヤハウスで受け付けている。直接に母子からの相談を受け、母子への精神的・法律的なカウンセリングや日本語教室なども行う。なお、'Maligaya'とは日本語で「幸せ」の意味である。

<理事>

理事長(President): 阿蘇敏文

副理事長(Vice President): Maximo Alvarez, Jr.

書記(Cooperate Secretary): Aurora Javate de Dios

会計(Tresurar): Harriet Escacha

監査(Auditor): 山野繁子

<事務局>

日本人スタッフ: 河野尚子

フィリピン人ソーシャルワーカー(フルタイム): Carmencita Lumiwan

フィリピン人ソーシャルワーカー(パート): Maria Luise Aquino

6 JFC 弁護団

1993年4月結成。現在の登録弁護士は約60名。父親との交渉が難航したなどの理由により、調停や裁判などの法的処置の必要な事件を依頼している。地方に在住する父親に対し法的手続を行うために、地方に事務所を構える協力弁護士の確保が喫緊の課題となっている(特に2004年4月の人事訴訟法施行後は在比ケースも東京家庭裁判所ではなく父親の住所地を管轄する家庭裁判所で手続を行うことが必要となったため)。

在日ケースを弁護士に依頼する場合、ほとんどのクライアントは経済的に厳しい環境にあるため、日本司法支援センター(通称「法テラス」)の援助制度(以前は財団法人法律扶助協会の法律扶助制度)を多く利用している。また、在日ケースで母子が在留資格を有しない場合には日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を利用している。在比ケースでも、「外国人に対する法律援助制度」を利用して弁護士を雇い訴訟を行うことができるようになってきている。

第2 2007年度の事業の概要

1 東京事務所の事業の概要

2007年度の東京事務所の事業の概要は、以下の通りである。

(1) 法的・行政手続支援事業

父親探し

「父親探しのボランティア」および事務局による父親探し

JFC に対する法的・行政手続支援

JFC 弁護団と連携した子どもの認知・養育費の支払い、離婚、離婚無効、親子関係不存在、子の引渡しなどを求める調停・訴訟、日本国籍所得および在留特別許可などを求める法的・行政手続支援活動を行っている。詳細は後記(第3)の通りである。

省庁交渉への参加

法的支援活動の一環として、「移住労働者と連帯するネットワーク」が企画した省庁交渉に参加し、2007年11月6日、法務省及び外務省との間で、戸籍及び査証発給について交渉を行った。JFC ネットワークからは、事務局長の伊藤里枝子およびJFC 弁護団代表の近藤博徳弁護士が出席した。その際提出した要請書の内容は以下の通りである。

- 1) 外国で生まれ外国籍を取得した日本人の婚内子であり、国籍留保手続を行わなかったために日本国籍を喪失した子について、その出生、父母との嫡出関係、および国籍喪失の事実を日本人親の身分事項欄に記載すること。
- 2) 外国で生まれ外国籍を取得した日本人の子であり、日本国籍を喪失したものについて、その者が日本国籍の再取得をするために来日するケースに該当する査証を新たに設けるなど、その者が日本国籍の再取得のために来日するに当たって査証の発給を円滑に

行うこと。

1)については法務省に対し具体的な事例を提示してさらに検討を求めることになった。

2)についてはすでに改善策が採られている旨の説明が外務省担当者からなされた。

DNA 鑑定協力企業との提携

父親に対する認知・養育費請求の前提として父子関係の証明が必要である。昨年度は、「DNA サーチ」(株)東京サーボシステムが、低廉な価格でDNA 鑑定を提供してくれ、昨年度は3件のDNA 鑑定を行った。しかし、「DNA サーチ」から「DNA 鑑定業務から撤退する」との連絡があった。

その後、新たなDNA 鑑定協力企業として(株)ローカス(東京都世田谷区)の協力が得られることとなり、昨年度は在日のケースで3件について低廉な価格でDNA 鑑定を行うことができた。今後、在日ケースでも協力を求めていく予定である。

弁護士会議

JFC 弁護士および事務局が、JFC 弁護士とJFC ネットワークとの連携強化や、個々のケースの法的問題、打ち切りケースの決定などについて話し合った(隔月)。

国籍確認訴訟キャンペーン

両親(日本人父とフィリピン人母)が非婚で出生後に父から認知されたJFCは日本国籍を取得できない。一方、胎児認知を受けた場合、または出生後認知でも両親が婚姻した場合には日本国籍を取得できる。国際化が進み、国際結婚も増え、価値観も多様化している現在、家族関係も多様化しており、非婚で子どもをもうける夫婦も増えている。そのため、「両親が婚姻しているかどうか」という子どもの意志ではどうにもならないことによつて、子の国籍に差別をつけることは問題である。

JFC ネットワークの在日ケースのクライアント9名とその子どもたちは、出生後認知を受けた子の両親が婚姻したか否かによって子の日本国籍の取得に差別をもうける国籍法3条が憲法14条(平等原則)に反するとして、2005年4月12日、日本国籍の確認を求める訴えを東京地裁に集団で提訴した。2006年3月29日には国籍法3条が両親の婚姻を要件としていることは憲法14条に反するとして原告全員の日本国籍を認める判決を得た。しかし、2007年2月27日、高等裁判所は一審判決を取り消し請求を棄却した。原告らは最高裁判所に上告し、現在、憲法問題について審理判断する大法廷がこの事件を担当し、2008年4月16日に当事者の主張を聞く口頭弁論が予定されている。

(2) 生活支援事業

JFC 奨学金基金

2000年10月に某テレビ番組でJFCの問題が取り上げられた際、取材を受けたあるJFCの子どもたちの学費を援助したいという問い合わせが殺到したことを契機に、JFCの子どもたちの教育支援のために「JFC 奨学金基金」を開設した。奨学生はマリガヤハウスで選考され、高校卒業までの教育資金を支援する。JFC 奨学金基金に協力頂いている会員向けのニュースレター『パグアサ(Pag-asa)』(日本語で‘希望’の意)を季刊で発行している。

また、昨年度はALFS(Asia-Pacific Ladies Friendship Society)および駐日フィリピン大使夫人が主催するシアソン大使夫人福祉基金(Welfare Fund of Mrs. Siazon)から奨学金のご支援を頂いた。

(3) 啓発事業

ニュースレター「MALIGAYA」の発行

年4回、ニュースレターを会員及び寄付者向けに発行・発送した。なお、「正会員」および「維持会員」向けにはマリガヤハウス便り「きずな」、奨学金を支援する「サポーター」向けには「パグ・アサ(Pag-asa)」を発行・発送した。

- ・2007年3月 「MALIGAYA 50号」
ケース紹介・マリガヤハウス報告・都立広尾高校事務所訪問体験記、国籍確認訴訟ニュースなど。
- ・2007年6月 「MALIGAYA 51号」
ケース紹介・マリガヤハウス報告・JFC ネットワーク年間活動報告、国籍確認訴訟ニュースなど。
- ・2007年9月 「MALIGAYA 52号」
ケース紹介・マリガヤハウス報告・スタディツアー報告、国籍確認訴訟ニュースなど。
- ・2007年12月 「MALIGAYA 53号」
ケース紹介、マリガヤハウス報告、国籍確認訴訟ニュース、インターン報告など。

ケース紹介・マリガヤハウス報告・国籍確認訴訟ニュース、インターン報告など。

イベント・勉強会などへの参加

- a. 「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」の全国ワークショップが6月8日(土)、9日(日)と東京で行われJFC ネットワークからは事務局の伊藤と古市が参加した。今年は移住連発足10周年記念ということもあり、記念講演を行い、通常行われるテーマごとの分科会形式をとらず、多方面からのグループが7つのグループに分かれて「外国人労働者受入論」について話し合った。
- b. 2007年10月21日(日)、当団体副理事長の山野繁子が司祭を務める諸聖徒教会に併設する諸聖徒幼稚園でのバザーに参加し、民芸品などを販売、JFC ネットワークの活動についての展示などを行った。また、バザーの売り上げの一部をJFC ネットワークへご寄付頂いた。

クリスマスパーティ

12月16日、飯田橋の富士見会館でクリスマスパーティを行い、JFC 母子やボランティアなど約70名が参加した。食事やゲームを楽しみ、JFC ネットワークからは全国から寄付されたクリスマスプレゼントを参加者に贈った。また参加者は交流を通じてそれぞれの体験を語り、自分たちを取り巻く様々な問題について認識を共有した。

スタディツアー

2007年8月23日(木)から30日(木)までの7泊8日、マニラ及びダバオへのスタディツアーを実施した。参加者は7名(他にスタッフ1名)だった。ツアーの内容は、マニラではJFC とのワークショップ及び家庭訪問、ダバオでは現地 NGO「COWDI(Center for Overseas Workers in Davao)」の事務所訪問と交流、ホームステイなどを行った。

(4) その他の事業

JFC 通販

近年、会費及び寄付収入が減っており、事務所の維持がかなり困難になってきた。そのため、少しでも財政難を解消するために、2002年6月より始めたプロジェクトである。会員の一人である乾物屋・「小島屋」さんの協力を得て、ドライフルーツ・ナッツ類、その他干物類、フィリピンコーヒーやピトピト茶などを商品とし、会員を対象とした通販を始めた。

プロジェクトを開始してから5年半経ち、JFC 通販の存在は会員さんたちに対して広く知られてきているようだ。そして、通販の利用者はほとんどが常連となっている。その方々は、職場や組合などでまとめて買ってきてくださるので、送料負担も大きくないが、一方、個人でご購入下さる場合、小額のために送料の負担を感じて継続購入が難しいのかもしれない。通販のお知らせはニュースレターの発送時(年4回)に行うので、発送後には注文が多いが、時間が経つと注文が無くなる傾向にあり、月によってばらつきがある。

(5) その他

理事会を隔月に開催し、JFC ネットワークの運営全般、特に財政基盤の建て直しを中心に話し合った。新しいリーフレットも今年度ははじめには仕上がる予定であり、それを利用した会員拡大が今後の課題である。

2 マリガヤハウスの事業の概要

2007年度のマリガヤハウスの事業の概要は、以下の通りである。

(1) 心理・社会的介入プログラム (Psycho-social Intervention Program : PSI)

ケースマネジメント

全ての相談者へは電話で対応し(午前 8:30～午前 11:30)、電話相談によって事務所への訪問が必要な相談者には予約を取り、適切な対応を行った。戸籍取得方法をはじめ、法律や法的手続きに関する助言を行い、相談者ができる範囲で自力で情報を収集したり手続きをするための手伝いをした。また、他の NGO やフィリピン政府機関などで類似の支援を行っている団体を紹介した。ケースマネジメント方法を統一するために、マリガヤハウスケースマネジメントマニュアルを作成した。

<新規ケース>

新規ケースは、新規登録を毎月1回行い、合計で46件受理した。新規登録時にはグループオリエンテーションを行った。オリエンテーションでは、自己紹介、マリガヤハウスの紹介、クライアントとマリガヤハウスの責任分担やクライアントの心がまえ、過去のケースの状況、団体の能力の限界などについての説明を行い、登録希望者には契約書に署名させた。自分達の置かれている現状についてシェアリングや問題分析、その解決策の話し合いをした。午後には質問票(ケースプロファイルの記入と、婚姻届や出生届、戸籍、子どもの国籍についての講義を行った。オリエンテーション後、各ケースの家庭訪問を行い、子どもや家族の状況を調査した。

<進行中ケース>

クライアントへの進捗の報告、過去の情報や現状についての聞き取り、法的書類取得のための支援、書類の翻訳、さらに、婚姻の登録や認知、国籍取得などに関する法的手続きのための支援、ビザや日本パスポート取得手続きの支援などを行った。随時各クライアントへのカウンセリングも行っている。

<解決ケース>

父親によって送金される養育費の管理を行った。クライアントへの仕送りと母子の現状について簡単な聞き取り調査を行った。JFCが大学に進学した際の学資を保障する学資保険・信用基金(「フィルアムライフ<Philamlife>社」)への加入のためのコーディネートと定期的な入金管理を行った。父親とコミュニケーションをとるために、子どもや母親が書いた父親への手紙の受け取りも随時行っている。

カウンセリング

クライアントへの聞き取りや進捗の報告と平行して、適宜、電話または面会でのカウンセリングもおこなった。カウンセリングはクライアントの現状への理解や受容を促す上で重要であり、精神面での安定のために不可欠なものである。

家庭訪問

年間合計で約35件のクライアントの家庭に1～数回訪問した。訪問の理由は、問題を抱えたクライアントや家庭への介入のためや日本でおこしている裁判に必要な調査のため、連絡がとれなくなったクライアントへの進捗報告のため、または父親からの希望などだった。訪問時にはJFCや母親の生活状況、家庭環境を観察し、必要な介入を行った。

(2) トレーニング・教育プログラム(Training & Education Program : TEP)

JFC プログラム

2月、マニラ動物園を訪問し、約10組のJFC母子が参加した。平日はなかなか集まること難しい中、JFC同士の交流の場となり、友情関係を築くことができた。

6月、奨学金制度に参加しているJFCを中心に、肉じゃがパーティーを開催した。材料買い付けから後片付けまで、全て子ども達が分担をし、手作り料理の美味しさを体験した。

7月、北海道大学アイセックからインターンとして活動に参加してくれていた中寺さくらさんのお別れ会をし、感謝のメッセージを託したカードを手渡した。

8月、JFCネットワーク主催のスタディツアーの一環であるアンティポロリゾートでのセミナーに参加し、日本からの参加者と一緒にゲームや水泳をして、楽しい時間を過ごした。

12月、マリガヤハウスオフィスにてクリスマス会を開催した。約80名のJFCや母親・保護者が参加をし、JFCのギター演奏や合唱が披露された。ゲームも行なわれ、母子ともに盛り上がり、楽しい時間を過ごすことができた。

保護者(母親など)向けプログラム

2月、マニラ動物園にJFCと一緒に母親・保護者も参加した。平日は子どもの世話や仕事で忙しい彼女たちだが、同じような状況の母親・保護者と交流し、楽しい時間を過ごすことが出来た。

6月、JFCのために開かれた肉じゃがパーティーでは、母親・保護者は裏方に回り、手料理を頑張る子どもたちをサポートした。

12月、マリガヤハウスクリスマス会実行委員として母親・保護者が集まり、参加者へのプレゼント準備や包装、昼食の準備を行なった。

奨学金プログラム

JFCネットワーク奨学金制度とソロプチミスト奨学金制度に参加しているJFCに対し、年に4回、JFC奨学生と保護者とのミーティングを行い、学生生活や成績についてシェアリングを行った。高校卒業後の進路について話し合いを行った。在日フィリピン大使館とシアソン大使夫人奨学金制度が開始され、選出されたJFC小学生3人と高校生1人が6月から、また大学生2人が

10 月から、奨学金を受け取り始めた。これらの奨学生と母親・保護者に対して、月に 1 度のミーティングを開き、学校生活や成績についてシェアリングを行った。12 月には、シアソン大使夫人のご好意で、JFC ネットワーク奨学生とソロプチミスト奨学生への生活補助金の支給が始まった。奨学金以外の JFC で、学費や文具、制服などの費用が出せないために通学が困難な者に対し、進路・進級支援(Enrolment Assistance)も行っている。

訪問者・ボランティアへの啓蒙

個人や団体の訪問者やボランティアに対し、JFC 問題やマリガヤハウスの活動についてオリエンテーションを随時行い啓蒙を行っている。国際団体として学生インターンを世界中に派遣しているアイセックに登録し、インターン受け入れを開始。年内に受け入れた主な団体は以下のとおり。

1 月 マニラ新聞の取材受け入れ。

7 月 愛知県立大学のアイセックスタッフの訪問受け入れ。

8 月 愛知県立大学アイセックから 1 名インターン受け入れ。

8 月 一橋大学、拓殖大学、津田塾大学のアイセックスタッフの訪問受け入れ。

(3) 調査研究・広報プログラム (Research & Publications Program : RPP)

開設当時からのクライアントに関する書類(ハードコピー)をデータベースに登録し、充実したケースマネジメントが出来るようになり、新規登録されたクライアントのデータの随時追加入力を行った。JFC 問題や国際結婚に関する日本の法律やシステムをフィリピン人も理解できるように、プーチ法律講座パワーポイント英語版を作成。2006 年から JFC たちに日本の子ども向け本の貸し出しが始まり、継続して貸し出しを行なった。JFC ネットワークの季刊誌「マリガヤ」へのマリガヤハウス報告、JFC 奨学金の機関紙の作成を行った。

(4) アドボカシー・ネットワーク プログラム (Advocacy & Networking Program : Ad Net)

政府や他の NGO とのつながり

在比日系 NGO が集まる Halo-Halo クラブの活動に参加。マニラ市のチャイルド・ファンド・ジャパン (Child Fund Japan<旧: CCWA>)、モンタルバン市の聖マグダレナ教会幼稚園、マンダレーヨン市の ACCE、そしてケソン市の ICAN を訪問し、それぞれの活動内容や団体のシステムについて勉強した。また、マリガヤハウスへも訪問してもらい、JFC 問題や日本の法律についてのセミナーを行なった。

フィリピン NGO で女性の移住労働帰国者やその子どもたち (JFC など) を支援する BATIS CENTER FOR WOMEN や Kanlungan Center、女性の法的支援を行う WOMENLEAD などと協力したり、ケースの相談を行ったりするなど、ケース対応のための良い環境を保つことができた。

8 月のスタディツアー参加者と一緒に、在比日本大使館との協議を行ない、JFC 問題に対して大使館からの支援を要請した。フィリピン外務省にて JFC 問題への話し合いが行なわれ、JFC 問題に取り組む NGO 団体として参加した。

(5) 財務・運営 (Finance & Administration Program : FAP)

組織運営

ケソン市役所にてマリガヤハウスの固定資産税の支払いを行なった。在日フィリピン大使館とシアソン大使夫人奨学金制度のためのペソ口座を Bank of the Philippine Island 銀行カティブナン支店に開設した。東京事務所から毎月 10 日に送金される養育費の管理、配当を行い、学資

保険に加入しているクライアントへは学資保険会社(Philamlife)の担当者への連絡、支払いなどを行った。

2005年2月からソーシャルワーカーとして働いていたルーデス・タカハシ(Loudes Takahashi)が、8月末で退職したため、彼女の後任として、9月からカルメンシータ・ルミワン(Carmencita Lumiwan)をソーシャルワーカーとして雇用した。また、ケースマネジメントと奨学金制度を円滑に行なうため、パートタイムソーシャルワーカーとして、12月からマリア・ルイス・アキノ(Maria Luise Aquino)を雇用した。

スタッフ開発

1月、ルーデス・タカハシが Asian Social Institute で行なわれたタイムマネジメント講座に参加。9月、カルメンシータ・ルミワンと河野尚子が Asian Social Institute で行なわれた未成年犯罪者へのケアセミナーに参加。フィリピンの未成年犯罪者のための法律とソーシャルワーカーとして彼らへの支援方法を学ぶ。

事務所メンテナンス

オフィス内のコンピューターをネットワークでつなぎ、スタッフ内でクライアントの情報交換をし易くした。コンピューターやコピー機、ファックス、扇風機などの事務所機材の修理や管理、部品の購入などを行った。

第3 東京事務所における JFC に対する法的・行政手続支援事業の概要

1 ケース対応の手続

ケース相談は基本的にマリガヤハウスおよび東京事務所で直接クライアントから相談を受け、ケースとして受理している。昨年度からはじめての試みとして、ダバオの NGO、COWDI(Center for Overseas workers in Davao)で相談を受け付けたケースを扱った。しかし、COWDI のスタッフがこうした業務に慣れていないことなどからケースの進行状況は良くない。今後、どのようにケースの迅速化を測るかが課題である。

まず、ケースを進めるにあたり、クライアントからの情報をもとに父親の所在や連絡方法を調査する。調査資料はクライアントの申告した住所や電話番号および NTT 番号案内等であるが、弁護士に調査依頼をする場合もある。

父親の自宅あるいは職場の住所が明らかな場合は手紙を出す。3 度手紙を出しても返事がない場合、内容証明郵便を出す。それでも返事がない場合、「父親探しのボランティア」に依頼し、自宅または職場の住所地を訪問して頂く。その後、事務局により、父親との交渉を始めるが、交渉が難航した際には弁護士にケースを依頼する。

また、父親の連絡先がつかめない場合、クライアントが記入した「ケース概要」に書かれている「その他の連絡先」または父親の両親および兄弟姉妹に手紙や電話連絡あるいは訪問を試み、父親の連絡先を問い合わせる。

これらの作業を踏んでも父親の所在が不明な場合または父親との交渉した結果、父親の経済的能力に困難が認められる場合などは、隔月行われる弁護団会議において相談され、「ケース打ち切り」の決定は当会議によってなされる。

2 受理・処理の状況(表1~3)

(1) JFC ネットワークのこれまでの総受理件数は 848 件、うち昨年度受理件数は 77 件である(表 1)。在比ケースはマリガヤハウス設立前はフィリピンの他の NGO からの紹介だったが、マリガヤハウス設立(1998 年 1 月)後は専ら同オフィスで受理したケースを扱っている。昨年度に初めてダバオの COWDI からケースの依頼を受けた。

他方、在日ケースは 1996 年以降受理している。年間十数件乃至 20 数件ずつだが、東京事務所の処理能力を見ながら、徐々に受理件数を増やしつつある。

表 1 総受理ケース

(2007年12月31日現在)

受理年	場所	総数	打切	解決	弁護士	事務局
93-95	BS	49	37	11	0	1
96-97	NGO	7	7	0	0	0
96~03	TK	113	57	47	3	6
97~03	MH	479	415	54	8	2
2004	TK	14	5	6	1	2
-	MH	37	21	10	1	5
2005	TK	18	7	9	1	1
-	MH	8	2	0	0	6
2006	TK	23	6	6	9	2
-	MH	23	3	8	5	7
2007	TK	27	1	2	7	17
	MH	35	3	5	3	24
	COW	15	1	0	0	14
合計		848	565	158	38	86

注)BS:パティスセンター、MH:マリガヤハウス、COW: COWDI (Center for Overseas Workers in Davao)
総受理ケース(848 件)のうち、約 66.63%は打切済み。

「弁護士」「事務局」欄の数字はそれぞれ各受理年に JFC ネットワークで受理し、その後弁護士に配転もしくは事務局で担当し、昨年度末時点で未解決のケースの件数。

解決率は 18.63%である。

(2) 受理案件のうち一定の解決を得たケースの状況は表 2 の通りである。各項目ごとの分析は次項以下を参照。

なお、表 2 は解決を得た人及び項目ごとにカウントしている。たとえば同一の母親の二人の子どもについてそれぞれ認知が得られたときは、受理件数は 1 件であるが解決件数は 2 件としている。また同一の子について認知と養育費支払の解決を得たときには 2 件としている。したがって、表 1 の解決件数と表 2 の解決人数とは一致しない。

表 2 全体及び昨年度の解決の状況 (単位：人)

	婚姻の報告的届出	国籍取得	認知	養育費支払	在留特別許可	総数
総数	54	52	62	103	37	307
昨年度	4	10	9	15	4	41

- (3) 受案件数 848 件のうち、昨年度までに打ち切りとなったのは 565 件である(表 1 参照)。打ち切りの理由は、表 3 の通りである。「父親の手がかり無し/情報不足」(36 件)または「行方不明」(147 件)といった父親の所在がつかめずに、打ち切りとなったものが全体の 32.39%を占めている。また、特徴的なものとしては、父親の死後に遺産相続または死後認知を求めるケースであり、これまでに 17 件が打ち切りとなった。さらに、父親に養育費の支払い能力がないために打ち切ったケース(45 件)も、全体の 7.96%を占めた。なお、父親に支払いの意志が全くなく、交渉が困難となり打ち切ったケース(98 件)も 17.35%を占めている(表 3)。
- また、クライアント行方不明・連絡がとれないために打ち切ったケースが 79 件(13.98%)もある。在比ケースの場合、特にクライアント側の経済的事実などによりケースの継続が困難な実情を伺わせる。

表3 ケース打ち切りの理由

打ち切り理由	合計	構成率 (%)	全ケース	構成率 (%)
家族一緒に暮らすこととなる/関係良好	0	0.00	14	2.48
送金が既にされている/直接送金始めた	1	3.13	15	2.65
父親の手がかりなし/情報不足	1	3.13	36	6.37
父親行方不明	0	0.00	147	26.02
過去に金銭受取	0	0.00	3	0.53
要望 (婚姻記載・出生記載・謄本取寄) 済	0	0.00	2	0.35
交渉困難/支払いの意思なし	1	3.13	98	17.35
クライアントの要望	5	15.63	35	6.19
両親同士で交渉	1	3.13	18	3.19
クライアントの話が不可解/信頼関係築けず	1	3.13	9	1.59
クライアント行方不明・連絡取れず	11	34.38	79	13.98
父に支払い能力無し	0	0.00	45	7.96
父は拘留中のため交渉不可能	0	0.00	2	0.35
他団体・個人・弁護士に依頼	1	3.13	10	1.77
できること無 (在特申請/国籍取得)	0	0.00	7	1.24
父親死亡・遺産相続/認知不可/年金無	1	3.13	17	3.01
母子強制退去	0	0.00	1	0.18
クライアント/JFCに意思/やる気なし	3	9.38	8	1.42
送金が途絶え、その後支払の意思・能力無	1	3.13	6	1.06
送金が途絶え、父が直接送金を始めた	0	0.00	1	0.18
送金が途絶え、その後父行方不明	1	3.13	3	0.53
送金が途絶え、Ctと連絡とれず	2	6.25	3	0.53
送金が途絶え、Ctと信頼関係喪失/継続意思無	1	3.13	2	0.35
家族に養育能力無	0	0.00	1	0.18
クライアントに書類の手続への金銭的余裕無	1	3.13	2	0.35
相手側にやる気なし (父親がクライアント)	0	0.00	1	0.18
合計	32	100	565	100

3 婚姻手続（表4～7）

- (1) 総受理ケース（848件）のうち、受理時に両親の婚姻が少なくとも日比いずれかで成立しているケースは353件（41.63%）である。しかし、このうち重婚であったケースが48件（13.60%）あり、さらにクライアントとの婚姻が後婚であるために無効（フィリピン家族法35条4項）であるケースは26件である（表5 受理時に婚姻が成立していたケースの7.37%、重婚ケースの54.17%に上っている）。

表4 受理時点での両親の婚姻の成否

種類	婚姻成立	非婚	受理総数
数	353	495	848
構成率	41.63%	58.37%	100%

表5 重婚ケース

	前婚（有効）	後婚（無効）	総数
数	22	26	48
重婚構成率(%)	45.83%	54.17%	100
対総婚姻数(%)	6.23%	7.37%	13.60

- (2) フィリピンで有効に成立した婚姻は日本法上も有効であるが、日本の本籍地の市町村役場若しくは在比日本大使館に届出（報告的届出）をしないと戸籍に記載されない。

JFC ネットワークが受理した時点で婚姻が成立していたケース（353件）から、重婚の後婚であるために婚姻が無効であるケース（26件）を除いた、有効に成立した婚姻327件のうち、フィリピンで成立したケースは283件（86.54%）である。しかし、そのうち91件は報告的届出がなされておらず、日本人夫の戸籍に記載されていなかった（フィリピンにおいて有効に成立した婚姻の27.83%）（表6）。

受理後に JFC ネットワークで報告的届出を行ったケースは54件（未届ケース91件の59.34%）ある。そのうち婚姻後1年以内の報告的届出は1件であり、婚姻成立後5年以上経過したケースが33件と過半数を占めている（表7）。

昨年度は婚姻の報告的届出を4件行った。それぞれ、フィリピンで婚姻成立後3年5カ月、8年9カ月、10年8カ月、19年6カ月が経過していた。うち2件は重婚であり、クライアントとの婚姻は前婚で有効だったため届け出を行った。後婚はフィリピン人女性との婚姻だったが父親との交渉で認知および養育費送金を条件に離婚に応じた。

表6 有効な婚姻成立ケースの内訳（327件）

種類	フィリピンにて婚姻		日本にて婚姻	不明
	日本未届	日本届出済		
数	91	192	42	2
構成率	27.83%	58.72%	12.84	0.61
	32.16%	67.84%	-	-
数	283		42	2
構成率	86.54%		12.84	0.61

表7 比国方式の婚姻成立後、日本への届出までの経過期間

経過した期間	件数
1年未満	1
1年以上2年未満	3
2年以上3年未満	6
3年以上4年未満	7
4年以上5年未満	4
5年以上10年未満	13
10年以上20年未満	16
20年以上30年未満	2
30年以上40年未満	1
不明	1
合計	54

- (3) (2)で見たように、フィリピンで婚姻したケースのうち日本に報告的届出がなされずに長期間放置され、夫の戸籍に記載されないケースが非常に多い。その原因として、報告的届出の必要性和その手続が日本人夫・フィリピン人妻の双方に周知されていないことが考えられる。東京事務所及びマリガヤハウスのクライアントに対する聴き取りでも、報告的届出についてほとんどのフィリピン人妻は知識を有していなかった。

前述の通り、報告的届出がなされないと日本人夫の戸籍には婚姻が記載されない。このために、時間の経過とともに夫の妻に対する意識が希薄になってしまったり、重婚という事態が生じたりすることになる。またフィリピンの婚姻証明書に記載された日本人夫の本籍地は多くの場合不正確であり、日本での住所地から探知していくことになるが、時間が経過するほど転居・転勤によって夫の所在を探知することが困難になる。JFC ネットワークで受理した時点で報告的届出が行われていなかった 91 件のうち報告的届出ができたケースが 53 件 (58.24%)に留まっているのも、時間の経過によって夫の所在が不明となり、本籍地を探知することが不可能となったためである。そして、このような状態が JFC の国籍喪失など法的保護の欠如の一要因ともなっている。

問題の解決には、フィリピン本国政府及び在比日本大使館による婚姻前の男女への周知・

啓発活動が必要である。後述する通り、マリガヤハウスの受理ケースのうち、約6割が大使館からの紹介・依頼であることを見ても、大使館は事態の深刻さを十分に理解しており、大使館における早期の適切な対応が求められる。

4 国籍取得（表 8～11）

(1) 概要

JFC ネットワークにて受理した後に JFC が日本国籍を取得したケースは 52 件である。そのうち婚内子でフィリピンにて出生後 3 ヶ月以内に届け出たために日本国籍を留保できたケースは 5 人（在比ケース）、準正による国籍取得は 14 人（在比ケース・在日ケースともあり）、胎児認知は 4 人（在比ケース・在日ケースともあり）、国籍再取得は 14 人（在日ケース）、改正前国籍法の適用による国籍取得は 13 人（在比ケース）、出生の届出により日本国籍を取得したケースが 2 人（在比ケース及び在日ケース）である。

昨年度の準正による国籍取得（1 件）は、JFC 本人が 19 歳だったため本人申請で手続きを行い、20 歳になる直前で国籍取得をしたものである。

昨年度の胎児認知（3 件）は、いずれも JFC の母親が夫とは別の日本人男性との間の子どもを懐胎した事案である。子には夫との嫡出推定が働くため、実の父親は認知できない。このような案件では、「実の父親が子の出生前に胎児認知届出を行う→役所はこれを不受理とする→子の出生後に裁判手続（調停若しくは訴訟）によって父子関係の確認を得る→これを受けて役所は胎児認知届出を遡って受理する」という扱いが行われている。上記の 3 件もこのような手続を経て日本国籍を取得した（表 8 なお、胎児認知届出は昨年度より前であるが国籍取得が昨年度だったため昨年度にカウントした）。

表 8 国籍取得ケース概要

(単位:人)

	国籍留保	準正	胎児認知	国籍再取得	国籍法改正前	出生届出	総数
全体	5	14	4	14	13	2	52
昨年度	0	1	3	6	0	0	10

(2) 準正による国籍取得（国籍法3条1項）

(ア) 婚外子は父親から認知され、かつ両親が婚姻することにより、準正が成立する（民法789条）。未成年の準正子は届出によって日本国籍を取得することができる（国籍法3条）。

(イ) JFC ネットワークにてケース受理した時点で準正が成立していた（すなわち日本国籍取得の要件を備えていた）JFCは48人あった（表9）。このうち、すでに日本国籍を取得していたJFCは22人あった。

他方、準正が成立していながら日本国籍を有していなかった26人のJFCのうち、受理後に日本国籍を取得できたのはわずか8人であった。この内訳は以下の通りである。

当初から日本在住のケース 2人

在比ケースとして受理後に母子が来日し日本で国籍取得の届出を行ったケース 2人

母が日本、JFCはフィリピンに在住するケース 1人

在比ケースで、JFC本人が日本大使館で手続を行ったケース 2人

(ウ) 受理後に準正が成立したケースは14人あり、うち6人は国籍取得を行った。

表9 受理時に準正が成立していたケースの国籍取得状況（単位：人）

	総数	国籍有	国籍無
JFCの数	48	22	26
構成率	100%	45.83%	54.17%

表10 受理時に準正が成立していたケースの両親の婚姻状況（単位：人）

	婚姻中		離婚	
	国籍有	国籍無	国籍有	国籍無
JFCの数	15	14	7	12
構成率	31.25%	29.17%	14.58%	25.00%
数	29		19	
構成率	60.42%		39.58%	
総数	48			
	100%			

(I) 上記の通り、JFC ネットワークで受理した時点で準正が成立しているにも関わらず日本国籍が取得できていなかったJFCが26人もおり、受理後も18人が国籍取得できないでいる。これらはいずれも在比ケースである。

在比ケースにおいて準正による日本国籍取得件数が少数に留まっている背景には、経済的な理由など個別事情だけでなく、以下のような制度的な問題点もある。

現在、国籍取得届出の手続を扱う地方法務局は、両親が婚姻中の場合には、民法818条3項の親権共同行使の規定を根拠に、親権者である両親が共同して国籍取得届出の手続を行うことを要求しており、外国における国籍取得届出の窓口である在外日本大使館も同様の見解に立っている。しかしながらほとんどのケースでは、両親の婚姻は継続していても父親は日本に在住し、音信不通であるか母子への協力を拒否し、あるいは経済的困難によって母子への協力ができない状態にある。このような父親に対し、フィリピンの日本大使館での国

籍取得手続のための協力を得ることは事実上不可能である。

また、フィリピンには離婚制度がないため、両親が離婚しているケース 19 件(39.58%)(表 10)は全て日本での離婚届提出によるものである(そのうち夫が無断で離婚届を提出したケースもある)が、協議離婚における親権者指定という制度がフィリピンに存在しないために、両親の合意による親権者の指定は無効とされ、両親が離婚しているにも関わらず親権は依然として両親が共同行使しなければならない、という状態になっている。この状態で父の協力を得ることが困難であることは前述の通りだが、他方で、これを解消し母親の単独親権とするためには裁判所の許可を得る必要があるが、手続の複雑さに加えて時間と費用の壁が在比の母の単独親権の取得を困難にさせている(ちなみに在日ケースでは、家庭裁判所で親権者指定の決定を得ることによりフィリピン法上も単独親権であることが認められるので、母親のみによる JFC の国籍取得の手続が可能になる)。

このように、準正による国籍取得の要件を備えているにも関わらず、「親権の共同行使」の壁に阻まれて日本国籍取得の途を実質的に封じられているという事態が見られる。

抜本的な解決のためには、法務省及び法務局・大使館が「親権の共同行使」に拘泥せず、事案に応じて柔軟に対応することが必要である。前述した通り、フィリピンにおいて大使館紹介のケースが大半を占める実状を考えると、大使館の協力による解決が強く期待される。

(3) 国籍再取得

(7) 外国で生まれ、外国籍を取得した日本人の婚内子は、出生から3ヶ月以内にその出生を在外日本大使館または日本の市町村役場に届け出ないと、日本国籍を喪失する（国籍法12条、戸籍法104条）。

(4) 受理ケース中、婚内子は379人であり、そのうちフィリピンで出生した婚内子は262人（69.13%）だった。フィリピンで出生した婚内子（262人）のうち、国籍を取得していた子どもは81人（30.92%）であり、181人（69.08%）は国籍を喪失していた（表11）。国籍喪失ケースのうち、現在までに国籍(再)取得できたケースは14件（7.73%）に過ぎない。

このように極めて多数の国籍喪失ケースが発生しているのは、日本人父・フィリピン人母ともに国籍喪失制度（国籍法12条）の知識を有せず、フィリピンで出生後直ちに日本大使館に出生届をすることの重要性を認識していないからであろう。殊に国籍喪失制度は一般にはなじみのない特殊な制度である（ちなみに日本で出生したJFCは婚内・婚外を問わず、また出生後何年経った後でも大使館に出生を届け出ればフィリピン国籍を取得できる）から、日本大使館による啓発活動が特に重要である。また根本的には、国籍喪失制度を改廃するか、国籍留保届出期間を大幅に延長する、期間経過後の国籍留保届出の受理を事情に応じ柔軟に対応する、などの対策が必要である。

(ウ) また、日本国籍を有しない婚内子は、日本人父の戸籍に記載されない。このことは認知された婚外子が（外国籍であっても）父の身分事項欄に記載されることと対比して不均衡であるのみならず、身分関係の公証という戸籍の機能を害するばかりか、相続発生の場合に相続人を覚知し得ずに紛争の火種を残すという現実的な問題も生じさせる。

このような戸籍記載に関する問題を解消するためには、上述した国籍喪失制度やその運用の再検討、あるいは日本国民の婚内子は国籍の有無に拘わらず戸籍に記載するなど、戸籍制度側の改善措置が必要と思われる。

(I) 国籍留保届を行わなかったために日本国籍を喪失した子どもは、日本に住所を有するときには、届出によって日本国籍を再取得することができる（国籍法17条1項）。国籍の再取得の手続を行った14件(表8)はいずれもフィリピンに在住する母子が来日し、短期滞在の在留資格で入国した後、在留資格を定住者に変更して日本に居住し、仕事を探して生活する一方、家庭裁判所において親権者指定の申立を行い、前述した単独親権を得て法務局に対して国籍再取得の手続を行ったものであった。この全ての過程に弁護士及びJFCネットワークのスタッフが関与し、かつ国籍取得手続終了までに平均約1年を要している。改めて、国籍再取得がいかに困難であるかを実感した。

表11 婚内子と国籍留保・国籍喪失ケース

婚内子(379人)		比で出生した婚内子(262人)	
日本で出生	比で出生	国籍有り	国籍なし
117人	262人	81人	181人
30.87%	69.13%	30.92%	69.08%

注：受理後国籍取得のケースのうち国籍留保期間中に国籍留保届を行ったケース5人、改正前国籍法の適用による国籍取得ケース13人、喪失後の国籍再取得ケース14人、出生の届出ケース2人（表8参照）

5 認知（表12）

- (1) ケースを受理した JFC の総人数（受理件数 848 件よりも多い）のうち、婚内子である JFC（379 人）と婚外子で受理時にすでに認知を得ていた JFC（71 人）を除いた、およそ 400 数十人（5～6 割）の JFC が、ケース受理時に父親に対して認知を求めうる立場にあった。このうち、父親からの認知を得られた JFC はわずか 62 人であり、父親の意思に反して訴訟手続で認知を得たケースは 14 人、うち 6 人件は死後認知訴訟により認知を得た。
- (2) 昨年度に父親から認知を得たケースは 9 人である（表 12 参照）。その内訳は以下の通りである。
- 父親による任意の認知 2 人
 - 調停申し立てにより認知の審判 5 人
 - 1 人は在比ケース。4 人は在日ケースであるが、フィリピン人の母親がフィリピン人の夫と婚姻中に日本人男性との間に子どもを懐胎したケース。嫡出推定が働くため日本人父は認知ができず、3 人は調停による認知（審判）、1 人は裁判認知の手続きをとった。
 - 裁判認知 1 人
 - 父親の所在が不明のため、裁判手続によった。
 - 認知の報告的届出 1 人
 - 1985 年改正前のフィリピン家族法は婚外子の父子関係の確定の方法として日本と同様に認知主義を採用していた。その当時フィリピン法によって認知された JFC が日本へ認知の報告的届出をしたものである。
- (3) 認知が得られたケースが国籍取得のケースより少ないのは、後者が父親の意思に関わらず手続が行えるのに対し、前者は父親の意思にかかるためである。また、父子関係を証明する資料が比較的豊富であるにも関わらず、母子がフィリピンに在住するために認知訴訟を断念せざるを得ないケースも少なくない。

表12 認知取得ケース概要 (単位：人)

	認知取得	裁判認知		任意認知		報告的届出
		調停	裁判	胎児	出生後	
全体	62	10	14	5	31	1
昨年度	9	5	1	0	2	1

6 養育費請求(表13)

父親との交渉により、JFCへの養育費の支払の合意を得られたケースは103件あり、うち昨年度に15件の養育費支払の合意が得られた(表13)。ただし、うち2件は2008年1月からの送金開始である。他方、合意後に養育費の支払が途絶え、再開の見込みがないとされて打ち切られたケースがこれまで36件、子どもが20歳になったため養育費送金が終了したケースが4件である。

現在、63件について父親からの養育費の支払が行われており、金額は5,000円～5万円とケース・バイ・ケースである。但し、送金が途切れがちなケースも多く、父親によるJFCの支援は必ずしも順調ではない。

表13 養育費送金状況

開始年	件数	打切	終了	送金中
93-97	8	2	2	4
98-02	61	29	2	30
2003	7	3		4
2004	4	1		3
2005	1			1
2006	7	1		6
2007	12			12
2008	3			3
合計	103	36	4	63

7 在留特別許可（表 14・15）

(1) 在留資格を有しないなど、退去強制事由（入管法 24 条）に該当する外国人は退去強制手続に付された上、強制送還（退去強制令書発付処分）されるのが原則である。しかし日本人と婚姻関係にある、日本人との間にもうけた子を養育している、などの事情により「法務大臣が特に在留を許可すべき事情があると認めるとき」には、在留特別許可が与えられる。例外的・恩恵的な制度とされているが、2006 年 1 年間の法務大臣への異議申立に対する裁判決件数 11,118 件のうち、在留特別許可件数は 9,350 件であり、84%が在留特別許可を認められている。（第 46 出入国管理統計年報<平成 19 年度版>法務大臣官房司法法制部編）

(2) 東京事務所で受理する在日ケースの中には、母子のいずれかまたは母子ともに在留資格を有しないケースもある。そのうち、子どもが日本国籍を有するケース、子どもが日本人父の認知を得ているケースなどは、在留特別許可の手続を行っている。これまでの在留特別許可申請件数は 45 件であり、その内訳及びすでに在留特別許可を得た件数は表 12 の通りである。

なお、45 件のうち 2 件は、子の日本国籍と母の婚姻の 2 つの要因があるケースであり、両方の類型にそれぞれカウントされている。また別の 1 件は、JFC の兄弟のうち一人が日本人父から出生後認知を受け、もう 1 人が胎児認知を受けて日本国籍を有するケースであり、両方の類型にそれぞれカウントされている。さらにもう 1 件は、母親と離れて児童養護施設で生活する JFC が日本人父から認知され、母は別の日本人男性と婚姻したケースであり、JFC とその母親とで在留特別許可の根拠が異なると見られるため、両方の類型にカウントした。その結果、表 12 記載の在留特別許可申請件数の合計は申請を行ったケースの数より 4 件多い。

(3) これまで、38 件について在留特別許可が出ている（なお、うち 2 件は前述した 2 つの在留特別許可の要素を有するケースであり、そのため表 14 では許可件数の総数が 40 件となっている）。

このうち、昨年度許可されたのは 4 件であり、その内容は以下の通りである。

日本人父から認知された子どもがいるケース 3 件

- (a) 日本人父から認知された子どもの他、フィリピン人男性との間に子どもがおり、その子とフィリピン人の父親も含めて一家 4 人に在特が許可された。
- (b) フィリピン人の母親にフィリピン人の夫がいたため日本人の父親が認知できないまま母親が入管に逮捕拘留され、仮放免許可後、強制認知の申立てを行い認知が成立、その後在特が許可された。
- (c) ケース受理時、フィリピン人の母には日本人男性との間の子どもがいたが認知がなく、フィリピン人男性との間に 2 人の子どもがいたが婚姻が成立していなかった。日本人との間の子どもに関してはその後任意で認知を得た。その後、06 年にもう一人子どもが生まれ一家は 6 人となった。フィリピン人の両親の婚姻手続き中に一家全員入管に逮捕され、両親は入管へ収容、子どもたちは児童相談所と乳児院に保護された。その後、約 2 ヶ月間の収容を経て仮放免を得、在特が許可された。

外国人家族のケース 1 件

フィリピン人の母親とペルー人との間に子どもがいるケースであり、子どもは外胚葉異形成という病気のため、まだ 3 歳と幼かったが在特申請を試みた。出頭後、約 1 年半で在特が許可された。

(4) 入管に出頭後、在留特別許可を得るまでの期間は 2 年以上 3 年未満が 15 件で最も多い（表 15）。

- (5) 在日ケースの多くは在留資格を有しておらず、しかも子どもが日本で出生し、成長しているため、今後も在留を希望する場合には在留特別許可申出を行う必要が出てくる。また在日JFCケースは父親との交渉や認知その他の訴訟、国籍取得の手續なども在日ケースより容易であるため、今後は徐々に在留特別許可申請が増加する可能性がある。

表 14 在留特別許可申出ケース 45 件 (38 件)

	申請		許可	
	総数	昨年	総数	昨年
子が日本国籍を有するケース	12		9	
子が日本人父の認知を得ているケース	30	2	28	3
婚姻ケース	4		2	
外国人家族	3	1	1	1

注：()内は在留特別許可が出たケース

表 15 入管出頭後、在特許可までに要した期間

期間	件
～1年未満	8
1年以上2年未満	9
2年以上3年未満	15
3年以上4年未満	2
4年以上	3
不明	1

8 訴訟ケース(表16)

(1) これまで、JFC のケースで調停・訴訟などなんらかの形で裁判所の手続を行ったケースは105件あった。事件の種類及び手続の種類(調停または訴訟)、解決状況等は表16の通りである。

また、これらのうち母子がフィリピンに在住しながら裁判手続を提起したケースは42件であり、うち19件は現在継続中である。

(2) 昨年度は、認知調停を申し立て、調停に代わる審判により認知が認められたケースが4件あった。これらはいずれも、フィリピン人の母親がフィリピン人夫と婚姻中に日本人男性との間に子どもを懐胎したケースである。JFCには嫡出推定が働くため実の父親は認知できず、また夫がフィリピンに在住するため親子関係不存在確認の申し立てが困難などの理由から、JFCから実の父親に対し認知を求める裁判手続を行ったものである。

なお、4件のうち3件は出生後認知のケースだが、1件は、実の父親が子どもの胎児認知届を役所に提出して「不受理通知」を受け、認知の審判後に再度認知の手続を行ったため遡って胎児認知が受理され、子どもは日本国籍を取得した。

表16 裁判手続提起・解決状況

		提訴済	判決/和解/調停成立	継続中	提起準備中
離婚	調停	20	18	2	
	訴訟	5	4	1	1
離婚無効確認	調停	4	3	1	2
	訴訟	0			
認知	調停	13	10	3	9
	訴訟	8	8		2
死後認知	訴訟	6	6		
遺産相続	調停	3	2	1	
	訴訟	0			
親子関係不存 在確認	調停	6	6		1
	訴訟	4	4		
養育費	調停	17	14	3	16
	訴訟	2	2		
子の引渡し	調停	2	2		
	訴訟	2	2		
親権者指定	調停	10	9	1	
	訴訟	0			1
面会交渉	調停	2	2		2
	訴訟	0			
婚姻費用	調停	1	1		
	訴訟	0			
合計		105	93	12	34

注：1ケースで2つ以上の事件を抱えるケースがある。